

諮問庁：国土交通大臣

諮問日：令和2年7月1日（令和2年（行情）諮問第353号）

答申日：令和2年10月28日（令和2年度（行情）答申第326号）

事件名：特定期間に行われた懲戒処分に係る処分説明書の一部開示決定に関する件

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

処分説明書（平成31年，令和元年）（以下「本件対象文書」という。）につき，その一部を不開示とした決定は，妥当である。

### 第2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し，令和2年3月9日付け国官人第2095号により国土交通大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について，黒塗り部分の開示を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は，審査請求書の記載によると，以下のとおりである。

個人を特定する情報に当たらないにもかかわらず文書の黒塗りが多く，特に特定省庁の姿勢は国民に対してなめているとしか思われぬ。（略）国民が官僚を監督指導しなければならない状況を広く国民と共有し，国家公務員による犯罪を撲滅することを目的とする。よって黒塗り部分の開示を求める。

### 第3 諮問庁の説明の要旨

#### 1 本件審査請求について

（1）本件開示請求は，令和2年2月8日付けで，法4条1項に基づき，人事院事務総局職員福祉局長宛に請求があり，同月14日に法12条1項の規定により，同局長から処分庁あてに移送があった，平成31年1月1日から令和元年12月31日までの全ての省庁の懲戒処分説明書のうち，国土交通省において行われた懲戒処分に係るものの開示を請求（以下「本件開示請求」という。）されたものである。

（2）本件開示請求を受け，処分庁は，処分説明書（平成31年，令和元年）（本件対象文書）を特定し，本件対象文書のうち，法5条1号に規定する個人に関する情報であって，特定の個人を識別することができる

もの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであり、かつ、これは同号ただし書イ、ロ又はハのいずれにも該当しないものであることから、同条の規定に基づき、公表した情報を除き、当該情報が記録されている部分を不開示とする一部開示決定（原処分）を行った（令和2年3月9日付け国官人第2095号）。

(3) これに対し、令和2年4月18日付けの本件審査請求は、諮問庁に対して、原処分を取り消し、本件対象文書の全部開示を求めるものである。

## 2 審査請求人の主張

上記第2の2のとおり。

## 3 原処分に対する諮問庁の考え方について

本件対象文書は、処分説明書35件（添付順に文書1ないし文書35とする。）で構成されている。審査請求書によると、審査請求人は原処分を取り消し、対象文書の全部開示を求めていることから、以下、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

### (1) 法5条1号該当性について

本件対象文書は、国家公務員法（昭和22年法律第120号）89条1項の規定に基づき平成31年1月から令和元年12月31日までに作成された国土交通省の複数の特定職員に係る処分説明書の写しであり、当該職員の氏名、所属等が記載されていることから、それぞれ全体として、当該職員に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当する。

### (2) 法5条1号ただし書該当性について

#### ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 国土交通省における職員の懲戒処分等の公表については、「懲戒処分の公表指針について（通知）」（平成15年11月10日総参-786，人事院総長発。以下「人事院通知」という。）に基づき、①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分、②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分については、報道発表資料を通じて公表対象としている。

(イ) 本件の公表状況は、文書3ないし文書6，文書9，文書12，文書14，文書15，文書18，文書19，文書25，文書26，文書28ないし文書34に係る懲戒処分等について報道発表資料を通じて公表している。

(ウ) 不開示部分は、報道発表資料で公にしている情報ではなく、また、当該報道発表資料からおのずと明らかになる情報でもなく、公表慣行は認められず、法5条1号ただし書イに該当しない。

#### イ 法5条1号ただし書ロ該当性について

不開示部分に記載された情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であるとは認められず、法5条1号ただし書口に該当しない。

ウ 法5条1号ただし書ハ該当性について

当該被処分者は公務員であるが、本件事案の中に被処分者の職務遂行中にされた非違行為に係るものが含まれているとしても、懲戒処分を受けたことに関する情報は、被処分者に分任された職務の遂行の内容に係る情報とは認められず、法5条1号ただし書ハに該当しない。

(3) 法6条2項の部分開示の可否

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

処分説明書の「3 処分の内容」中「処分の理由」欄の記載の不開示部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

したがって、当該部分は、法5条1号に該当し、不開示とすることが妥当である。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも諮問庁の上記判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、諮問庁としては、原処分は、妥当であると考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |   |          |               |
|---|----------|---------------|
| ① | 令和2年7月1日 | 諮問の受理         |
| ② | 同日       | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同月21日    | 審議            |
| ④ | 同年9月23日  | 本件対象文書の見分及び審議 |
| ⑤ | 同年10月26日 | 審議            |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとし不開示とする決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は不開示部分の開示を求めているが、諮問庁は

原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

## 2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 本件対象文書は、国土交通省において平成31年1月1日から令和元年12月31日までの間に行われた懲戒処分に係る35件の処分説明書であり、被処分者ごとに1枚ないし2枚の文書で構成され、①当該処分に対する不服申立てについて説明した「(教示)」欄のほか、②処分者の官職及び氏名を記載する「1 処分者」欄、③被処分者の所属部課、氏名、官職、俸給の級及び号俸を記載する「2 被処分者」欄並びに④処分発令日、処分効力発生日、処分説明書交付日、根拠法令、処分の種類及び程度、国家公務員倫理法26条による承認の日、刑事裁判との関係及び国家公務員法85条による承認の日並びに処分の理由を記載する「3 処分の内容」欄が設けられており、原処分においては、③「2 被処分者」欄のうち、「所属部課」、「氏名(「ふりがな」を含む。以下同じ。）」、「官職」及び「級及び号俸」並びに④「3 処分の内容」欄のうち、「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」、「国家公務員倫理法第26条による承認の日」、「国家公務員法第85条による承認の日」及び「処分の理由」の各記載の全部又は一部について、法5条1号に該当するとして不開示としており、その余の部分は開示していると認められる。

(2) 以下、検討する。

本件対象文書には、被処分者の非違行為の内容並びにこれに対する処分の種類及び程度が、当該被処分者の氏名、所属及び官職等と共に記載されていることから、本件対象文書に記載された情報は、各被処分者に係る処分説明書ごとに、全体として当該各被処分者に係る法5条1号本文前段の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められる。

ア 法5条1号ただし書イ該当性について

(ア) 文書3ないし文書6、文書9、文書12、文書14、文書15、文書18、文書19、文書25、文書26、文書28ないし文書34について

諮問庁は、当該文書に係る各懲戒処分については、人事院通知により公表するものとされている①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分及び②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち免職又は停職に該当するものとして、報道発表資料を通じて公表しているとしており、諮問庁から当該報道発表資料の提示を受け、当審査会において確認したところ、本件対象文書で不開示とされている部分は、当該資料では公表されていないことが認められ

る。

(イ) 上記(ア)以外の文書について

当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、上記(ア)以外の本件対象文書に係る懲戒処分については、人事院通知による公表対象に該当せず、公表していないとのことであり、これを覆すに足りる事情は認められない。

(ウ) 以上を踏まえ検討するに、不開示部分については、法令の規定により又は慣行として公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、法5条1号ただし書イに該当するとは認められない。

イ 法5条1号ただし書ロ及びハ該当性について

不開示部分は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとはいえず、法5条1号ただし書ロに該当するとは認められない。

また、被処分者が公務員であり、不開示部分に被処分者の職務に係る記述が含まれているとしても、懲戒処分を受けることは、被処分者に分任された職務遂行の内容に係る情報とはいえず、不開示部分は、法5条1号ただし書ハに該当するとは認められない。

ウ 法6条2項の部分開示の可否について

次に、法6条2項の部分開示の可否について検討する。

(ア) 「2 被処分者」欄の「所属部課」、「氏名」、「官職」及び「級及び号俸」の部分は、個人識別部分であることから、部分開示の余地はない。

(イ) 「3 処分の内容」欄の「処分発令日」、「処分効力発生日」、「処分説明書交付日」、「国家公務員倫理法第26条による承認の日」、「国家公務員法第85条による承認の日」及び「処分の理由」に記載の不開示部分は、これらを公にした場合、同僚、知人その他の関係者においては、当該被処分者が誰であるかを知る手掛かりとなり、その結果、懲戒処分等の内容や非違行為の詳細等、当該被処分者にとって他者に知られたくない機微な情報がそれら関係者に知られることになり、当該被処分者の権利利益が害されるおそれがないとは認められないので、部分開示できない。

(3) したがって、不開示部分は、法5条1号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 藤谷俊之, 委員 泉本小夜子, 委員 磯部 哲